

セルフメディケーション税制に関する Q&A

(令和3年10月7日現在)

下線部は令和3年度税制改正を踏まえ、前回(平成29年9月1日)から更新したものの

1. 申告者向け	4
(1) セルフメディケーション税制について	4
Q1 セルフメディケーション税制とはどんな制度ですか。	4
Q2 どのような人が税制を使うことができますか。	4
Q3 創設の目的はなんですか。	4
Q4 従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。	4
(2) 対象の医薬品について	5
Q5 対象の医薬品はどんなものですか。	5
Q6 対象医薬品はどのように識別できますか。	5
Q7 令和4年1月1日以降の税制対象医薬品に「抗ヒスタミン薬の効能又は効果を有すると認められるスイッチ OTC 医薬品以外の一般用医薬品」とありますが (Q5 参照)、どのような製品が税制対象であり、どのような製品が税制非対象になるのでしょうか。	6
Q8 令和4年1月1日以降の対象成分にジフェンヒドラミン塩酸塩が含まれています。ジフェンヒドラミン塩酸塩は、「スリーピン」、「スヤットミン」、「ドリエル」などの催眠鎮静薬にも含まれていますが、これらの製品は税制の対象になりますか。	7
Q9 漢方薬は税制の対象になりますか。	7
(3) 申告方法について	7
Q10 確定申告はいつ行えばいいですか。	7
Q11 税制の適用を受けるためにはどのような書類が必要ですか。	7
Q12 同一世帯の中に、従来の医療費控除により申告する人と、この税制により申告する人がいて構いませんか。	8
(4) 健康診査等の証明について	8
Q13 「健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組」の「一定の取組」とはなんですか。	8
Q14 「一定の取組」にかかった費用も、所得控除の対象となりますか。	8
Q15 所得控除の申請者の子どもが予防接種を受けた場合、当該予防接種は「一定の取組」に該当しますか。	8
Q16 「一定の取組」のうち、勤務先で実施する定期健康診断には、採用時健診は含まれますか。..	9
Q17 「一定の取組」のうち、市町村が健康増進事業として実施するがん検診には、どのような検診が	

該当しますか。	9
Q18 一定の取組に、任意（全額自己負担）で受けたものは含まれますか。	9
Q19 Q18 で「申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は、「一定の取組」に含まれません」とされていますが、当該健診結果を保険者や事業主に提出し、特定健康診査や定期健康診断の結果とみなされる場合には、「一定の取組」に該当しますか。	9
Q20 「一定の取組」の証明に必要な提出書類はありますか。	9
Q21 税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められました。どのような書類を準備すればよいでしょうか。	9
Q22 税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、領収書や結果通知表に、「定期健康診断」又は「勤務先（会社等）名称」の記載がない場合や、特定健康診査を受診したが、領収書や結果通知表に、「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がない場合は、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要があるとされています（Q21 参照）。厚生労働省のHPに、証明依頼書の様式が掲載されていますが、証明を依頼する場合は、必ずこの様式を使用しなければならないのですか。	10
Q23 税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、健診実施主体である勤務先、保険者等が「健康診査実施済証」等、結果通知表や領収書の他に健診が実施されたことがわかる書類を発行している場合、当該書類を「一定の取組」を行ったことの証明書書類として使用できますか。	10
Q24 税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、確定申告を行う際に、「一定の取組」を行ったことの証明書書類として、予防接種済証を提出する場合は、原本ではなく写しでも良いですか。	10
Q25 インフルエンザワクチンの任意接種について、保険者が補助を実施している場合、保険者に、「一定の取組」を行ったことの証明書の発行を依頼することはできますか。	11
Q26 健康診査等の再診査（要再検査や要精密検査等）も含まれますか。	11
Q27 特定保健指導を中断した場合は「一定の取組」を行ったものとみなされますか。	11
Q28 健康診査等は同一世帯の全員が受診しなければいけませんか。	11
(5) その他	11
Q29 対象の医薬品を通信販売等で購入する際、支払い日が平成 29 年 1 月 1 日以降の場合、この制度の対象になりますか。	11
Q30 控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか。	11
Q31 ドラッグストアで一律〇%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか。	11
Q32 購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。	12
Q33 平成 29 年 1 月 1 日以降に新たにリストに追加された品目については、平成 29 年 1 月 1 日以降の購入であれば、リスト掲載前の購入であっても税制の対象になりますか。	12
Q34 通信販売等で対象の医薬品を購入した場合、自宅のプリンタで出力した領収書等を証明書類と	

して確定申告に用いることはできますか。	12
2. 医薬品製造販売業者の方向け	12
Q35 税制対象製品の新規発売、販売名等の変更又は販売中止の際には、どのような届出が必要ですか。	12
Q36 新規登録・変更時の届出書は、毎回全品目記載が必要ですか。	12
Q37 控除の申告は5年を遡って行うことが可能ですが、発売中止となった対象品目はいつリストから削除されますか。	12
Q38 製造販売承認の承継により、製造販売元が変更となった場合、届出は必要ですか。	13
Q39 令和4年1月1日に新規発売された、L-アスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン及びユビデカレノンを含む有効成分として含有するスイッチ OTC 医薬品は税制の対象になりますか。	13
Q40 令和3年12月31日以前に新規発売された、除外成分を有効成分として含有するスイッチ OTC 医薬品について、令和7年12月31日より前に共通識別マークの表示を削除してもよいですか。	13
3. 医薬品小売業者の方向け	13
Q41 税制対象医薬品について、レシート（領収書）には、どのような情報の記載が必要ですか。	13
Q42 1年分の購入リストとして、「商品名、金額、税制対象である旨、販売店名、購入日」を明記した書類を当社にて作成して提供し、そのリストを確定申告に使用していただくことはできますか。	13
Q43 レシート（領収書）の再発行の要望があった場合、どのように対応すればよいですか。	14
Q44 商品名等が長くなってしまう場合、レシート（領収書）に省略して記載しても構いませんか。	14

1. 申告者向け

(1) セルフメディケーション税制について

Q1 セルフメディケーション税制とはどんな制度ですか。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日～令和8年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する税制です。

Q2 どのような人が税制を使うことができますか。

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする申告対象の1年間（1月～12月）に、「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている者が対象となります。具体的には、次の取組が「一定の取組」に該当します。

- ① 保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
- ② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※ 市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。

なお、これらのうちのいずれか1つを受けていればよいため、全てを受ける必要はありません。

Q3 創設の目的はなんですか。

国民のセルフメディケーションの推進を目的としています。セルフメディケーションはWHOにおいて「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。

Q4 従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、通常の医療費控除との選択適用となりますので、いずれか一方を選択して適用することになります。

したがって、セルフメディケーション税制の適用を受けることを選択した納税者は通常の医療費控除を受けることができず、通常の医療費控除を受けることを選択した納税者は

セルフメディケーション税制の適用を受けることはできません。

(2) 対象の医薬品について

Q5 対象の医薬品はどんなものですか。

本税制の対象となる OTC 医薬品は以下のとおりです。これらの具体的な品目や成分については、厚生労働省の HP (※1) で掲載しているほか、各メーカーの取組により、日本一般用医薬品連合会の定める共通識別マーク (Q5 の※2) を包装上に表示いただいています。

① 医師によって処方される医療用医薬品から、薬局・ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品 (いわゆるスイッチ OTC 医薬品)。なお、薬局製造医薬品 (薬局製剤) においても、対象成分を含有する品目がありますが、こちらは本税制の対象外となります。

令和8年1月1日以降、L-アスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン及びユビデカレノンを有効成分として含有するスイッチ OTC 医薬品は対象外となります。

② 【令和4年1月1日以降、対象に追加される医薬品】外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められるスイッチ OTC 医薬品以外の一般用医薬品。

(※1) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

Q6 対象医薬品はどのように識別できますか。

本税制の対象となる医薬品については、各メーカーの取組により、日本一般用医薬品連合会の定める共通識別マーク (※2) を包装上に表示いただいています。また、薬局・ドラッグストアにおいて、税制対象医薬品についてはレシート (領収書) 上に税制対象医薬品であることを明記いただくこととしています (下図参照)。

なお、令和3年度税制改正を踏まえ、税制の対象医薬品に Q5 中の②が追加されること等により、令和4年1月1日以降の一定期間、包装上の共通識別マークの印字切替が行われるため、税制の利用に際しては、必ずレシート上の表示をご確認いただくよう、願います。



領収書に控除の対象であることが記載されています。

(※2) 共通識別マーク



Q7 令和4年1月1日以降の税制対象医薬品に「抗ヒスタミン薬の効能又は効果を有すると認められるスイッチ OTC 医薬品以外の一般用医薬品」とありますが (Q5 参照)、どのような製品が税制対象であり、どのような製品が税制非対象になるのでしょうか。

当該製品の効能又は効果が「アレルギーの諸症状」に対応するものが税制対象となります。

ジフェンヒドラミン塩酸塩を含有する外皮用薬について例を挙げると、アレルギー症状であるじんましんや虫さされに対する効能効果を有している製品であれば、税制対象になります。一方、ジフェンヒドラミン塩酸塩を含有する外皮用薬のなかでも、皮膚炎・湿疹・かゆみ・かぶれ・ただれ・あせも・おむつかぶれなど、アレルギーと特定されない症状に対応する効能効果のみを標榜しているものは、税制非対象となります。

Q8 令和4年1月1日以降の対象成分にジフェンヒドラミン塩酸塩が含まれていません。ジフェンヒドラミン塩酸塩は、「スリーピン」、「スヤットミン」、「ドリエル」などの催眠鎮静薬にも含まれていますが、これらの製品は税制の対象になりますか。

「スリーピン」、「スヤットミン」、「ドリエル」などの催眠鎮静薬は、税制の対象にはなりません。令和4年1月1日以降に新たに税制対象となるのは、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬としての効能及び効果を有すると認められる医薬品であり、ジフェンヒドラミン塩酸塩を有効成分として含有する製品であっても、催眠鎮静薬は対象外です。

Q9 漢方薬は税制の対象になりますか。

かぜ薬の効能又は効果を有する生薬である「ジリュウ」、鎮咳去痰薬の効能又は効果を有する生薬である「マオウ」及び「ナンテンジツ」を令和4年1月1日以降の税制対象成分として追加したところであり、これらを含むことでかぜ薬及び鎮咳去痰剤としての効能効果を有する医薬品については税制対象になります。

(3) 申告方法について

Q10 確定申告はいつ行えばいいですか。

確定申告をする必要がある方は2月中旬から3月中旬の定められた期間に確定申告を行う必要があります。

Q11 税制の適用を受けるためにはどのような書類が必要ですか。

以下の書類が必要です。確定申告の具体的な手続きについては、お近くの税務署や国税庁のホームページ(※)等でご確認下さい。

- ① セルフメディケーション税制を適用し計算した確定申告書
- ② セルフメディケーション税制の明細書

(平成29年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、領収書の添付等は不要となっています。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書は保管していただく必要があります。)

(令和3年分の確定申告から、「一定の取組」(Q2参照)を行ったことを明らかにする書類の添付は不要となっています。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から証明書類の提示又は提出を求められる場合がありますので、「一定の取組」に当たる健診や予防接種等の領収書や結果通知表は保管していただく必要があります。)

(※) 国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm>
国税庁確定申告特集 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/info->

Q12 同一世帯の中に、従来の医療費控除により申告する人と、この税制により申告する人がいて構いませんか。

それぞれが所得控除を申告することができます。

(4) 健康診査等の証明について

Q13 「健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組」の「一定の取組」とはなんですか。

次の取組が「一定の取組」に該当します。

- ① 保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
- ② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、生活保護受給者等を対象とする健康診査等】
- ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※ 市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。

なお、これらのうちのいずれか1つを受けていけばよいため、全てを受ける必要はありません。

Q14 「一定の取組」にかかった費用も、所得控除の対象となりますか。

本税制において所得控除の対象となるのは、特定成分を含んだOTC医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入の対価額であり、健康診査等の「一定の取組」にかかった費用は所得控除の対象にはなりません。

Q15 所得控除の申請者の子どもが予防接種を受けた場合、当該予防接種は「一定の取組」に該当しますか。

所得控除を受けるためには、申請者本人が「一定の取組」を行っている必要があるため、申請者の子どもが受けた予防接種は「一定の取組」に該当しません。なお、所得控除の対象には、申請者本人に係るスイッチOTC医薬品の購入の対価の額だけでなく、申請者が支払った生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品の購入の対価の額も含まれます。

Q16 「一定の取組」のうち、勤務先で実施する定期健康診断には、採用時健診は含まれますか。

含まれます。

Q17 「一定の取組」のうち、市町村が健康増進事業として実施するがん検診には、どのような検診が該当しますか。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に基づき、健康増進事業として実施される、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの5項目に限られます。市町村の住民サービスとして、対象の項目や年齢を拡大しているものは対象にはなりません。

Q18 一定の取組に、任意（全額自己負担）で受けたものは含まれますか。

申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は、「一定の取組」に含まれません。

Q19 Q18で「申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は、「一定の取組」に含まれません」とされていますが、当該健診結果を保険者や事業主に提出し、特定健康診査や定期健康診断の結果とみなされる場合には、「一定の取組」に該当しますか。

該当します。なお、この場合、領収書や結果通知表に「定期健康診断」若しくは「勤務先（会社等）名称」又は「特定健康診査」若しくは「保険者名」の記載がないため、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要があります。

Q20 「一定の取組」の証明に必要な提出書類はありますか。

令和3年分の確定申告から、適用を受ける年分において「一定の取組」（Q7参照）を行ったことを明らかにする書類の添付は不要となっています。

ただし、セルフメディケーション税制の明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から証明書類の提示又は提出を求められる場合がありますので、「一定の取組」に当たる健診や予防接種等を受けた結果発行される領収書や結果通知表は保管していただく必要があります。

Q21 税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められました。どのような書類を準備すればよいでしょうか。

領収書や結果通知表に、以下の記載があれば証明書類として提出や提示が可能です。

①氏名、②一定の取組を行った年、③保険者、事業者若しくは市町村の名称又は医療機関の名称若しくは医師の氏名

なお、領収書は原本の提出や提示が必要となります。結果通知表は写しによる提出が可能であり、健診結果部分は不要であるため、可能な限り、黒塗りや該当箇所の切り取りを

行ってください。

また、以下の場合には、領収書や結果通知表のみでは、任意（全額自己負担）で受けたものとの区別ができず、「一定の取組」を行ったことを証明することができないため、事業者又は保険者に別途証明書の発行を依頼してください。

- ・ 勤務先の定期健康診断を受診したが、結果通知表に、「定期健康診断」又は「勤務先（会社等）」の記載がない場合。
- ・ 特定健康診査等を受診したが、領収書や結果通知表に、「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がない場合。
- ・ 保険者が実施する健康診査を受診したが、結果通知表に、「保険者名」の記載がない場合。

※ 詳細は、HPの「4 健康の保持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）の証明方法について」に掲載のチャートをご覧ください。

Q22 税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、領収書や結果通知表に、「定期健康診断」又は「勤務先（会社等）名称」の記載がない場合や、特定健康診査を受診したが、領収書や結果通知表に、「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がない場合は、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要があるとされています（Q21 参照）。厚生労働省のHPに、証明依頼書の様式が掲載されていますが、証明を依頼する場合は、必ずこの様式を使用しなければならないのですか。

証明依頼書については厚生労働省のHPに掲載されている様式を想定しています。ただし、証明依頼書の様式に記載されている記入事項をみたまものであれば、様式が異なっても証明依頼書としてご使用いただけます。

Q23 税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、健診実施主体である勤務先、保険者等が「健康診査実施済証」等、結果通知表や領収書の他に健診が実施されたことがわかる書類を発行している場合、当該書類を「一定の取組」を行ったことの証明書類として使用できますか。

証明書類として使用可能です。なお、証明書類として使用するためには、①氏名、②一定の取組を行った年、③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称又は医療機関の名称若しくは医師の氏名が記載されている必要があります。（※別途証明が必要な場合としてQ14 参照）

Q24 税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、確定申告を行う際に、「一定の取組」を行ったことの証明書類として、予防接種済証を提出する場合は、原本ではなく写しでも良いですか。

原本の提出が必要です。確定申告を行う際に、写しの提出で足りるとされているのは、

健診・検診の結果通知表のみになります。

Q25 インフルエンザワクチンの任意接種について、保険者が補助を実施している場合、保険者に、「一定の取組」を行ったことの証明書の発行を依頼することはできますか。

保険者は証明書を発行できません。保険者が、「一定の取組」を行ったことを証明できるのは、保険者が実施する健康診査、特定健康診査及び特定保健指導です。

インフルエンザの任意接種については、税務署から証明書類の提示又は提出を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間、領収書を保管ください。

Q26 健康診査等の再診査（要再検査や要精密検査等）も含まれますか。

健康診査等の結果により、要再検査や要精密検査等と判定されて受けた検査等は、対象になりません。

Q27 特定保健指導を中断した場合は「一定の取組」を行ったものとみなされますか。

特定保健指導を中断した場合は、「一定の取組」を行ったことにはなりません。特定保健指導を終了した場合のみ「一定の取組」を行ったものとみなされます。なお、特定保健指導を中断した場合であっても、その年に特定健康診査を受けていれば「一定の取組」を行ったこととなります。

Q28 健康診査等は同一世帯の全員が受診しなければいけませんか。

確定申告をされる方が「一定の取組」を実施していることが必要です。

（5）その他

Q29 対象の医薬品を通信販売等で購入する際、支払い日が平成29年1月1日以降の場合、この制度の対象になりますか。

支払い日が施行日（平成29年1月1日）以降である場合は対象となります。ただし、令和4年1月1日以降、対象に追加される医薬品（Q5の②）については、支払い日が令和4年1月1日以降である場合が対象となります。

Q30 控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか。

実際に支払った税込み後の価格が控除の対象となります。

Q31 ドラッグストアで一律〇%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか。

割引後の価格が控除額となります。

Q32 購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。

セルフメディケーション税制を活用される場合は、必要事項を記載した領収書が必要ですので、購入した薬局等でレシートの再発行をしていただく必要があります。

また、証明書類に対象医薬品の目印が付けられていない場合も同様です。

Q33 平成29年1月1日以降に新たにリストに追加された品目については、平成29年1月1日以降の購入であれば、リスト掲載前の購入であっても税制の対象になりますか。

対象となります。ただし、令和4年1月1日以降、対象に追加される医薬品（Q5の②）の対象品目としてリストに追加された品目については、支払い日が令和4年1月1日以降である場合が対象となります。

Q34 通信販売等で対象の医薬品を購入した場合、自宅のプリンタで出力した領収書等を証明書類として確定申告に用いることはできますか。

自宅のプリンタ等で出力した領収書等は証明書類の原本として認められないため、確定申告に用いることはできません。通信販売等の会社に対し、改めて証明書類の発行を依頼してください。

2. 医薬品製造販売業者の方向け

Q35 税制対象製品の新規発売、販売名等の変更又は販売中止の際には、どのような届出が必要ですか。

厚生労働省 HP（※）に掲載している税制対象医薬品の有効成分及び薬効分類をご確認の上、同 HP 上の様式（「セルフメディケーション対象医薬品（変更）届出書」）に記入いただき、速やかに所定の宛先までご提出ください。

（※）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

Q36 新規登録・変更時の届出書は、毎回全品目記載が必要ですか。

毎回、全品目を記載する必要はありません。変更になった品目のみ、変更内容が分かるように記載してください。

Q37 控除の申告は5年を遡って行うことが可能ですが、発売中止となった対象品目はいつリストから削除されますか。

削除した項目を対象品目リストと別の表で掲載しておりますので、5年後も確認は可能です。

Q38 製造販売承認の承継により、製造販売元が変更となった場合、届出は必要ですか。

承継により新たな製造販売元となった製造販売業者は、当該品目を追加する旨を記した変更届を提出してください。また、承継により製造販売を中止する製造販売元は、削除の方法に従い、変更届を提出してください。

Q39 令和4年1月1日に新規発売された、Ｌーアスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン及びユビデカレノンを有効成分として含有するスイッチOTC医薬品は税制の対象になりますか。

令和4年1月1日に新規発売された、Ｌーアスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン及びユビデカレノン（以下「除外成分」という）を有効成分として含有するスイッチOTC医薬品については、税制の対象外です。

ただし、令和3年12月31日以前に新規発売された、除外成分を有効成分として含有するスイッチOTC医薬品については、消費者への認知、商品入れ替えに要する期間、卸の流通在庫期間に鑑みて、令和7年12月31日までは税制対象となります。

Q40 令和3年12月31日以前に新規発売された、除外成分を有効成分として含有するスイッチOTC医薬品について、令和7年12月31日より前に共通識別マークの表示を削除してもよいですか。

問題ありません。遅くとも令和7年12月31日までに共通識別マークの表示を削除した製品を店頭陳列いただくよう、ご協力をお願いいたします。

3. 医薬品小売業者の方向け

Q41 税制対象医薬品について、レシート（領収書）には、どのような情報の記載が必要ですか。

①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日の明記が必須となります。③については、レシート上、税制対象医薬品の前にマーク（例えば「★」）を付し、当該マークの付いている商品が税制対象品目である旨（例えば「★印は税制対象品目」）をレシートに記載するとともに、税制対象品目のみの合計額を分けて記載いただくようお願いいたします。

Q42 1年分の購入リストとして、「商品名、金額、税制対象である旨、販売店名、購入日」を明記した書類を当社にて作成して提供し、そのリストを確定申告に使用していただくことはできますか。

販売した業者が必要事項を記入して作成した書類であれば申告時に使用していただか

Q43 レシート（領収書）の再発行の要望があった場合、どのように対応すればよいですか。

購入された店舗において、購入の事実を確認できる場合に、レシート又は領収書を発行する等の対応をとっていただきますようお願いいたします。

Q44 商品名等が長くなってしまう場合、レシート（領収書）に省略して記載しても構いませんか。

商品名等が長く、分量の関係からレシート（領収書）に印字できない等のやむを得ない場合には必要事項（①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日）が記載されている限り、レシート（領収書）に商品名を省略して記載することは問題ございません。

ただし、単に「胃薬」と記載するなど、商品名がわからない状態で書き換えることは認められません。